

洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター認定審査要領

1 目的

火山との共生が求められる西胆振地域において、今後の時代を担う中高生を対象に、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性についての理解と関心を高めるため、洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会（以下「運営委員会」）が認定する「洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター（中学生、高校生）」という称号を与え、もって次世代の火山マイスターとなり得る担い手の育成を図ることを目的とする。

2 受験資格

認定審査を受ける申請資格は、次の要件とする。

(1) 在校地の要件

申請時に、原則として西胆振（室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）管内の中学校又は高等学校に在籍している生徒であり、「洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター心得」（別記）を理解して行動できる者。

(2) 受講を必要とする講座等

運営委員会が認める次の野外見学行事等に参加した経験のある者とする。

ア 学校主催の火山や防災等に関する野外見学行事・学習会等

イ 運営委員会が主催する野外見学行事・講演会等及び連携講座の野外見学行事等

3 認定審査の申し込みに関する書類

認定審査を受けようとする者は、ジュニアマイスター心得を遵守するとともに、次の書類を提出すること。

(1) 洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター認定申請書（別紙様式第1号）

学校で実施した野外見学行事名や養成講座等の受講履歴を記載したもの。

(2) 洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター提出レポート用紙（別紙様式2号）

学校等が実施した野外見学行事等に参加した感想などを記載したもの。

4 認定審査申込書類の提出

認定審査申込書類の提出は、学校単位または個人でできることとし、提出先は運営委員会あてとする。

5 認定審査の実施方法等

ジュニアマイスターには、中学生、高校生の別を設け、次の認定審査を実施する。

- (1) 認定審査の実施方法は、3（1）により提出されたレポートを審査する。
- (2) 認定審査を実施する者は、認定審査委員会の委員の中から認定審査委員会が代表審査員を選任する。
- (3) 認定審査項目及び内容は、別表のとおりとする。

6 認定者の決定等

- (1) 認定者の決定

代表審査員により、5（3）に定める認定審査項目について、ジュニアマイスターとして適していると認められた者を、認定者として決定する。

- (2) 適否の発表

認定審査の結果については、原則として郵送で通知する。

7 認定審査手数料

認定審査手数料は、無料とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、火山ジュニアマイスターの認定審査に関し必要な事項は、運営委員会が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月3日から施行する。

洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター心得

～火山と共に生きるために～

有珠山のある西胆振地域は、火山と共に生きることが大きなテーマとなっており、地域に暮らす人が火山の特性を正しく理解することや、噴火の記憶や対策を次世代に引き継いでいくことが大切です。

私たち洞爺湖有珠火山ジュニアマイスターは、以下の心得を守り、誇りと責任を持って行動します。

- ・ 私たちは、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について自ら学び、正しく知り、伝えようとする心を持ち続けます。
- ・ 私たちは、火山と共に生きるこの地域を愛し、自然を理解し、自然を大切にすることを忘れません。
- ・ 私たちは、この地域が火山と共に生きることやそのために果たすべき役割について、自ら考え、行動する心を持ち続けます。

別表

洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター認定審査項目及び認定審査内容

レポート審査

認定審査項目	認定審査内容
興味関心	現地見学行事等に参加した体験を通じて、この地域の自然や有珠火山の特性について興味や関心を持ち学習しているか。
学習意欲	洞爺湖有珠地域に魅力を感じ、この地域が火山と共に生きるための方策や役割などについて学ぼうとする意欲を持っているか。